(五)　先進締約国は、適当な場合には、(一)及び(三)の規定に関連する情報であって、定量的及び定性的に示されるものを二年ごとに通報する。資金を供与する他の締約国は、任意に当該情報を二年ごとに通報することが奨励される。

(六)　先進締約国は、開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報を二年ごとに提供する。他の締約国は、同様に当該情報を提供することが奨励される。

(七)　条約の資金供与の制度（運営組織を含む。）は、この協定の資金供与の制度としての役割を果たす。

10　技術開発及び技術移転（第一〇条関係）

(一)　締約国は、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。

(二)　条約に基づいて設立された技術に関する制度は、この協定のためにその役割を果たす。

(三)　この協定により、技術に関する制度における活動に包括的な指針を与える技術に関する枠組みを設定する。

(四)　イノベーションを加速し、奨励し、及び可能にすることは、気候変動に対する効果的及び長期的な世界全体での対応並びに経済成長及び持続可能な開発の促進のために不可欠である。

11　能力の開発（第一一条関係）

(一)　全ての締約国は、この協定を実施するための開発途上締約国の能力を向上させるために協力すべきである。先進締約国は、開発途上締約国における能力の開発に関する行動に対する支援を強化すべきである。

(二)　この協定を実施するための開発途上締約国の能力の向上に取り組む全ての締約国は、その取組における能力の開発に関する行動又は措置について定期的に通報する。開発途上締約国は、この協定を実施するための能力の開発に関する計画、政策、行動又は措置の実施に関する進捗状況を定期的に通報すべきである。

12　教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開（第一二条関係）

締約国は、気候変動に関する教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開を強化するための措置のこの協定に基づく行動の強化における重要性を認識しつつ、適当な場合には、当該措置をとることについて協力する。

13　透明性（第一三条関係）

(一)　この協定により、行動及び支援に関する強化された透明性の枠組みであって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定する。

(二)　各締約国は、温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書並びに国が決定する貢献の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報を定期的に提供する。

(三)　各締約国は、適当な場合には、気候変動の影響及び適応に関する情報を提供すべきである。

(四)　先進締約国は、開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供する。また、支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。

(五)　開発途上締約国は、資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援であって、必要とし、及び受領したものについての情報を提供すべきである。

(六)　各締約国が(二)及び(四)の規定に基づいて提供する情報は、技術専門家による検討を受ける。各締約国は、第九条の規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加する。

14　世界全体としての実施状況の検討（第一四条関係）

(一)　この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのこの協定の実施状況に関する定期的な検討（以下「世界全体としての実施状況の検討」という。）を行う。

(二)　この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、最初の世界全体としての実施状況の検討を二〇二三年に行い、その後は五年ごとに行う。

(三)　世界全体としての実施状況の検討の結果については、各締約国が、この協定の関連の規定に従い自国が決定する方法によって自国の行動及び支援を更新し、及び強化するに当たり、並びに気候に関する行動のための国際協力を強化するに当たり、締約国に対し、情報が提供される。

15　実施及び遵守を促進するための制度（第一五条関係）

(一)　この協定により、この協定の規定の実施及び遵守を促進するための制度を設立する。

(二)　(一)に規定する制度は、専門家により構成され、かつ、促進的な性格を有する委員会であって、透明性があり、敵対的でなく、及び懲罰的でない方法によって機能するものから成る。

16　組織規定（第一六条～第一九条関係）

(一)　条約の最高機関である締約国会議は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす。

(二)　条約の締約国であってこの協定の締約国でないものは、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる。

(三)　この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この協定の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。

(四)　条約によって設置された事務局は、この協定の事務局としての役割を果たす。

(五)　条約によって設置された科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関は、それぞれこの協定の科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関としての役割を果たす。

(六)　条約の締約国であってこの協定の締約国でないものは、補助機関の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる。

(七)　条約によって設置された補助機関又は設けられた他の制度的な措置であって、この協定に規定する補助機関又は他の制度的な措置以外のものは、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づき、この協定のためにその役割を果たす。